

## 研究支援員制度実施要領

令和3年4月1日

改正 令和4年1月28日

改正 令和4年4月1日

### 1 目的

山形大学（以下「本学」という。）に勤務する研究者が、ワークライフバランスを保ちながら研究活動を行う環境作りの一環として、研究支援員（以下「支援員」という。）を配置し、出産、育児、介護等により十分な研究活動を行うことができない研究者を支援することを目的とする。

### 2 支援対象者

支援の対象となるのは、本学に所属する国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員及び博士研究員並びに大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生のうち、次に掲げるいずれかの要件で研究活動に支障が生じている研究者とし、ダイバーシティ推進室長が認めた者とする。

ただし、博士研究員及び大学院各研究科博士後期課程及び医学系研究科博士課程医学専攻に在学する学生が支援を必要とする場合は、博士研究員及び学生の指導を担当する教員が支援員の申請及び管理等を行うものとする。（指導を担当する教員は、本学の常勤の職員とする。）

- ① 妊娠中又は小学6年生までの子供を養育している者
- ② 市町村から要介護の認定を受けている親族（同居別居は問わない。）を介護している者
- ③ その他、上記①及び②に準ずる者

### 3 支援対象者の決定

支援対象者の決定については、募集期間内に提出された利用申請書に基づいて審査し、研究活動への支障の度合い及び研究成果の拡大への効果を元に、ダイバーシティ推進室長が決定する。

### 4 支援する内容

- (1) 支援員に依頼できる業務は、当該研究者があらかじめ申請し、審査の上、ダイバーシティ推進室長が決定したものとする。あくまでも研究上において真に必要な補助業務に限る。
- (2) 支援員によって支援できる時間は、支援業務の内容、関連予算等を勘案し、週6時間までの範囲でダイバーシティ推進室長が決定する。（申請時間が全て認められるとは限らない。）

### 5 支援する期間と経費負担

- (1) 支援員による支援期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日）とする。ただし、当該期間中に支援対象者としての資格要件を失った場合は、直ちに支援を終了する。
- (2) 支援員の雇用に要する経費は、ダイバーシティ推進室が負担するものとし、採用に当たっては、「国立大学法人山形大学短時間勤務職員就業規則」又は「国立大学法人山形大学アドミニストレーティブ・アシスタントに関する規程」に定める規則を適用する。
- (3) 支援員に係る雇用経費は、学長裁量経費から支出する。

## 6 利用者の募集と決定

- (1) 本制度の利用を希望する者は、指定された日までに、ダイバーシティ推進室長に利用申請書（様式1）を提出する。
- (2) 本制度を利用できる者（以下「利用者」という。）は、ダイバーシティ推進室長が支援員雇用経費の総額の範囲内で決定するものとする。なお、総利用時間数についても支援員の業務内容・経歴等を勘案して決定する。

## 7 支援員

- (1) 支援員（AAまたは事務補佐員等）として採用される者は、本学の在学生又はその他支援員となることを希望する者とする。
- (2) 申請者と研究指導上の関係にある学生は支援員となることはできない。

## 8 支援員の雇用

- (1) 支援員の雇用については、各キャンパス事務部の人事担当部署が行うこととする。
- (2) 支援員雇用経費については、決定された支援時間数に応じた金額を年度当初に当該キャンパスに配分するものとする。ただし、年度末に支援対象者の総支援時間数に過不足が生じた場合、追加・返金を行わない。
- (3) 利用者は、支援期間終了後、速やかに、実績報告書（様式2）をダイバーシティ推進室長に提出するものとする。

## 9 その他

本制度は、適宜、点検評価を行い、必要な見直しを行うものとする。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月28日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。